

# 平成19年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成19年4月1日～平成20年3月31日の状況である。)

## 1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

さらに、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

### (1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて136,475人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による	電話相談		その他(手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	巡回相談、出張相談による		夜間相談		
実人員	(100%) 136,475	(13.2%) 17,997	2,626	968	(0.4%) 609	(85.7%) 116,990	24,187	(0.6%) 879
延人員	(100%) 221,445	(31.3%) 69,208	8,122	2,930	(0.5%) 1,004	(66.6%) 147,516	31,320	(1.7%) 3,717

### (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は9,175人であり、実人員総数の51.1%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし、 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 17,971	(51.1%) 9,175	(13.6%) 2,445	(8.9%) 1,600	(4.7%) 839	(4.6%) 831	(3.4%) 618	(2.6%) 473	(0.6%) 100	(10.5%) 1,890

※暴力被害男性は含まない。

### (3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子 等	6, 4 7 8	1, 6 6 1	9 3, 4 9 6	2 3, 7 6 3
同 伴 す る 家 族	5, 5 2 9	2, 0 8 9	8 3, 9 2 3	2 9, 5 1 1

### (4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等の暴力	帰住先なし、住居問題	親族間の問題	子どもの問題	人身取引、売春強要など	離婚問題、家庭不和	経済関係	医療関係	その他
(100%) 6, 478	(70.2%) 4, 549	(14.9%) 967	(4.6%) 295	(2.7%) 176	(1.2%) 80	(1.0%) 67	(0.7%) 47	(0.9%) 57	(3.7%) 240

※在所者とは、前年度末在所者と平成19年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

### (5) 一時保護後の状況

総 数	帰 宅	福祉事務所	帰 郷	自 立	婦人保護施設	民間団体	病 院	他の婦人相談所	その他
(100%) 6, 315	(18.6%) 1, 176	(15.0%) 950	(13.5%) 854	(13.3%) 843	(10.8%) 683	(3.0%) 190	(2.7%) 169	(0.3%) 19	(22.7%) 1, 431

## 2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

平成20年4月1日現在、47都道府県436名（うち婦人相談所223名）、262市区582名、合計1,018名の婦人相談員が全国に配置されている。

### (1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 による 相 談			巡回相談、出張相談による 巡回相談、出 張相談による	電 話 相 談		そ の 他 (手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実 人 員	(100%) 113, 929	(52.2%) 59, 470	3, 935	2, 644	(2.5%) 2, 824	(44.6%) 50, 786	997	(0.7%) 849
延 人 員	(100%) 243, 901	(60.0%) 146, 295	8, 677	7, 957	(3.3%) 8, 136	(35.7%) 87, 178	1, 651	(0.9%) 2, 292

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

## (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は14,583人であり、実人員総数の24.5%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし、 住居問題	子どもの 問題	親族間の 問題	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 59,470	(24.5%) 14,583	(20.4%) 12,115	(16.2%) 9,637	(9.9%) 5,867	(7.9%) 4,686	(6.2%) 3,701	(3.9%) 2,324	(0.1%) 49	(10.9%) 6,508

## 3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成20年4月1日現在40都道府県に50か所設置されている。

また、DV法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。

### (1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子等	544	770	802	512	198,278
同伴する家族	30	473	442	61	19,725
うち同伴児	30	472	441	61	19,722

### (2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が38.1%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が29.9%にのぼる。

総数	夫等の暴力	帰住先なし 住居問題	医療関係	親族間の 問題	経済問題	子どもの 問題	人身取引 売春強要 など	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,314	(38.1%) 501	(29.9%) 393	(14.2%) 187	(5.6%) 73	(3.8%) 50	(3.1%) 40	(2.4%) 32	(1.2%) 16	(1.7%) 22

※在所者とは、前年度末在所者と平成19年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

# 厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成20年11月30日現在）

## 1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計254人。うち248人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。

### ○年度別保護実績（合計254人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	32人（タイ18人・フィリピン8人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）

### ○都道府県別保護実績（合計254人）

愛知県	53人	長野県	31人	千葉県	28人	東京都	**23人
栃木県	22人	秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	10人
広島県	*9人	鳥取県	9人	群馬県	7人	神奈川県	7人
大阪府	7人	福岡県	6人	茨城県	5人		
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人		
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県	各1人						

\*6人が島根県より、\*\*3人が群馬県より移管のため合計には算入せず

### ○一時保護委託実績（254人のうち89人）

平成17年4月1日～平成20年11月30日までに89人の一時保護委託を実施  
内訳 婦人保護施設34人・母子生活支援施設32人・民間シェルター22人  
児童自立援助ホーム1人

### ○平均保護日数 25.5日

## 2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。



## 育成環境課關係

